

豆蔵柔道クラブ規約

[名称]

当クラブは、「豆蔵柔道クラブ」と称する。

[目的]

柔道をはじめとした各種スポーツ教室、学習教室、協議会等の企画実施等を通して、スポーツ、教育全般の普及振興に関する事業を行い、健康で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

[運営]

当クラブは、一般社団法人青少年柔道育成協議会（以下、青少年柔道育成協議会）が運営する。

[入会]

- 入会希望者（未成年の場合その保護者）は、本規約を承認の上、所定の入会申込書に必要事項を記入し、当クラブ宛てに申し込みを行う。
- 入会希望者またはその保護者は、当クラブの定める方法にて所定の入会金および諸費用を支払わなければならない。
- 所定の手続きが完了し、当クラブが入会を認めた個人を道場生（以下、道場生）とする。
- 当クラブでは、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、刺青をしているもの、その他反社会勢力「暴力団等反社会勢力」に属していると認められるときには入会は受け付けないものとする。

[会費・月謝]

- 会費は月謝制とする。
- 道場生は、当クラブが定める方法にて会費を支払わなければならない。

[退会]

- 退会希望者は、退会する月の前月 10 日までに当クラブに届けを出さなければならない。
- 規則に従わない者、目的に反する者、1 ヶ月以上無断で欠席する者は、退会を要求する場合がある。

[保険]

- 道場生は、入会時に当クラブの指定する賠償責任保険（以下、指定保険）に加入しなければならない。ただし、既に他の賠償責任保険に加入しており、当該保険の保険証書を提示し、当クラブにて加入不要と判断した場合はこの限りではない。
- 保険費用は道場生の負担とする。
- 保険加入の手続きは当クラブが代行する。

[事故の責任]

- 当クラブ活動中の死亡、怪我、後遺症障害、入院、通院については、指定保険適用分以外は自己責任とする。
- 当クラブ活動外で怪我をする又は、怪我をさせるような事があっても、当クラブは一切責任を負わないものとする。
- 道場内での貴重品は全て自己の責任で管理する。紛失または、破損のいかなる場合でも当クラブは一切責任を負わないものとする。

[豆蔵柔道クラブ訓]

- 一つ、 私たちは、お父さんお母さんを大切にします
- 一つ、 私たちは、強くなります
- 一つ、 私たちは、優しくなります
- 一つ、 私たちは、絶対にいじめをしません、させません
- 一つ、 私たちは、勉強もがんばります

[守るべき事項]

当クラブでは以下を遵守する。

- ① 豆蔵柔道クラブ訓を守ること。
- ② 学校、家庭、道場を通じて規則正しい生活を心がけ、自分の健康は自分でしっかりと管理すること。
- ③ 親しき仲にも礼儀あり。後輩、同級生、先輩、保護者、先生に対する挨拶は真心を込めて丁寧にあいさつをすること。
- ④ 豆蔵柔道クラブでは、指導者の教えを良く守り稽古に励むこと。
- ⑤ 道場生は、豆蔵柔道クラブの教えを良く守り稽古に励むこと。
- ⑥ 行動、言動は落ち着いてテキパキと行い、約束事はきちんと守ること。
- ⑦ 自宅から道場までの往復は、交通事故に気をつけること。
- ⑧ 豆蔵柔道クラブの地域社会との信頼関係を失うような行為は行わないこと。
- ⑨ 豆蔵柔道クラブ内で宗教勧誘活動等を行わないこと。

[施設利用について]

- (1) 道場内の施設及び備品を故意に破損または紛失した場合は当クラブが修理し、その費用については本人または本人の保護者に請求するものとする。

[個人情報・届出事項について]

- (1) 道場生が届け出た個人情報は、道場運営に必要な目的の範囲内で利用するものとする。
- (2) 住所・電話番号・引落口座など届出事項に変更があった場合には、速やかに変更事項を当クラブに届け出なければならない。

「豆蔵柔道クラブ規約」を承認し、入会いたします。

住所

入会者氏名

㊞

保護者氏名

㊞

豆蔵柔道クラブ入会申込書

入会希望日：平成 年 月 日
申込日：平成 年 月 日

フリガナ			
名前			
生年月日			
年齢	才	性別	男・女
身長	cm	体重	kg
学校名・学年			
住所	〒		
連絡先	ご自宅 緊急連絡先		
フリガナ			
保護者名			
備考 (ご要望など)			